

1級合格(総合)本科生申込者全員に進呈!

1級論証集セレクト100

TACがセレクトした100論証で論述問題を攻略!

六法の持込みが許されている1級試験※(論述問題)攻略のポイントは、条文の丸暗記ではなく、問題文の事例をどの条文に“あてはめる”かの判断です。この“あてはめる”が苦手な受験生の声にお応えしてTACビジネス実務法務検定試験®講座では『1級論証集セレクト100』をご用意しました!

今回、2017年目標1級合格(総合)本科生をお申込みの方限定で、『1級論証集セレクト100』を進呈いたします。1級試験(論述問題)攻略に是非ご活用ください!!

※持込み可の六法は、判例のついていない法令集(六法全書等)で書き込みのない市販の書籍(ただし、電子版は不可)となっております(受験要項より)。

>> おすすめポイント

- ①過去の本試験やTACの「答練」で出題された厳選100論証
- ②判旨や条文の趣旨、キーワードをコンパクトにまとめて復習しやすい
- ③論証を習得することで「急所を外さない」答案を書くことができる

>> 担当講師より



<1級講義担当:多賀 潤 講師>

この論証集は、ビジ法1級試験の合格答案を書くために必要な、短時間で簡潔に条文の内容や条文の文言の解釈を記述する力をつけてもらうために作成したものです。本書が答案を書く力を身につける一助となれば幸いです。

ビジネス実務法務検定試験 1級対策 基本論証例 セレクト100

【民法・その他関連法】

1. 要素の錯誤(民法95条)
2. 動産売買の先取特権に基づく物上代位と債権譲渡の優劣
3. 抵当権に基づく賃料に対する物上代位(定義)
4. 抵当権に基づく賃料に対する物上代位(物上代位と賃借人の相殺)
5. 抵当権に基づく賃料に対する物上代位(物上代位と債権譲渡)
6. 抵当権に基づく賃料に対する物上代位(物上代位と敷金の充当)
7. 譲渡担保の法的性質
8. 種類債権の目的物の特定
9. 代理受領と債権譲渡(代理受領)
10. 代理受領と債権譲渡(債権譲渡)
11. 譲渡禁止特約違反の債権譲渡の効力
12. 債権譲渡(動産・債権譲渡特例法上の對抗要件)
13. 債権譲渡(譲受・債権譲渡特例法上の優劣)

厳選論証をリストアップ!
直前期のチェックにも使えます!

論点の急所となる部分を
太字で強調して掲載!

前提となる典型事例を掲載
論理の流れをイメージできる!

【民法・その他関連法】

1. 要素の錯誤(民法95条)

本件において、錯誤無効(民法95条)の主張をすることができるか。「要素」に錯誤があるという点も問題となる。
この点、要素の錯誤とは、表意者が**意思表示の内容の主要な部分**とし、この点につき**錯誤がなかったら表意者は意思表示をしなかったであろうし、意思表示をしなかったことが一般取引通念上も相当と認められる場合**をいう。

2. 動産売買の先取特権に基づく物上代位と債権譲渡の優劣

前提: ①AはBに対して弁済期が到来している売掛金債権(甲債権)を有している。②一方、BはCに対して売掛金債権(乙債権)を有している。③BはDに対して、乙債権を譲渡し、Dは当該債権譲渡について對抗要件(民法467条2項)を備えた。
Aは乙債権を差し押さえ、動産売買の先取特権に基づく物上代位権(民法304条1項)を行使することができるか。

本問では、Aが乙債権を差し押さえる前に、BがDに債権譲渡をし、對抗要件を備えているため、物上代位に基づく差し押さえと債権譲渡の優劣が問題となる。
思うに、民法304条1項ただし書は、先取特権者が物上代位権を行使するには払渡し又は引渡しの前に差し押さえをすることを要する旨を規定しているが、**抵当権とは異なり公示方法が存在しない動産売買の先取特権**については、物上代位の目的債権の譲受